

新潟市水道事業経営審議会の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の委員の公募について、必要な事項を定める。

(委員定数)

第2条 公募委員の定数は、2人以内とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 本市に在住する満18歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 審議会の公募委員を経験したことがない者
- (4) 本市職員及び本市議会議員でない者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、職業等を記載したものに作文を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため「新潟市水道事業経営審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を公募の都度設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 公募委員以外の審議会の委員（委嘱予定者を含む）で、水道事業管理者が指名する者
- (2) 総務部長
- (3) 技術部長

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。